

## 射水市省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断を活用し脱炭素経営に向けた取組を行う、市内に事業所を有する事業者等に対し射水市省エネ最適化診断支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 補助事業 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断の受診をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

### (補助金の交付)

第3条 市長は、省エネ最適化診断を受診した中小企業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、第6条の規定による申請をした日の属する年度に補助事業を実施した者であって、次に掲げる全

ての要件を満たすものとする。

(1) 市の徴収金について滞納がないこと。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に事業所及び本店を有する中小企業者であって、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に

100パーセントの株式を保有される中小企業者

(イ) 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

イ 市内に事業所及び本店を有する中小企業者であってア(ア)又はア(イ)に該当するもの(年間エネルギー使用量の原油換算値が、100キロリットル以上1,500キロリットル未満の事業所について補助事業を行う中小企業者又は年間エネルギー使用量の原油換算値が100キロリットル未満の事業所であって低圧電力、高圧電力若しくは特別高圧電力で受電しているものについて補助事業を行う中小企業者に限る。)

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助事業を実施する者が負担した省エネ最適化診断の受診に係る費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額とし、21,000円を補助限度額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、射水市省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第

1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 省エネ最適化診断の受診費用に係る領収書の写し

(2) 省エネ最適化診断結果報告書の写し

(3) 完納証明書

(4) 補助金を受け取る金融機関の口座番号等が確認できる書類（通帳等の写し）

(5) 申請者が第4条第2号に該当する中小企業者である場合は、次の書類

ア 申請者が当該申請に係る事業所等の所有者等であることを確認できる書類

イ 申請者が市内に本店を有する中小企業者であることを証するものであって、次に定めるもの

(ア) 申請者が法人である場合 法人登記事項証明書（履歴事項証明書）

(イ) 申請者が個人である場合 事業を営んでいることを証明する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、射水市省エネ最適化診断支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、射水市省エネ最適化診断支援事業補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類

を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付決定通知書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、第6条の射水市省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条に定める補助金等確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が第7条の規定により通知した金額と同額の場合は、確定の旨の通知を省略することができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当するとき及びこの要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(協力の要請)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。